

緊急防除等に関する規定事例

植物防疫法

(昭和二十五年五月四日法律第百五十一号)

(防除)

第十七条 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合(中略)において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。(以下略)

2 農林水産大臣は、前項の規定による防除をするには、その三十日前までに次の事項を告示しなければならない。

- 一 防除を行う区域及び期間
- 二 有害動物又は有害植物の種類
- 三 防除の内容
- 四 その他必要な事項

(防除の内容)

第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の防除を行うため必要な限度において、左の各号に掲げる命令をすることができる。

- 一 (中略)栽培を制限し、又は禁止すること。
- 二 (中略)譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。
- 三 (中略)当該植物又は容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置を命ずること。
- 四 (略)

2 前条第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同条第二項の規定によるいとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、同項の規定による告示をしないで、前項第三号の命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物が附着し、若しくは附着しているおそれがある植物若しくは容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置をさせることができる。

森林病虫害等防除法

(昭和二十五年三月三十一日法律第五十三号)

(駆除命令)

第三条 農林水産大臣は、森林病虫害等が異常にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、早期に、かつ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要な限度において、区域及び期間を定め、次に掲げる命令をすることができる。

一 森林病虫害等が付着している樹木を所有し、又は管理する者に対し、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに森林病虫害等及びその付着している枝条及び樹皮の焼却を命ずること。

二～六 (略)

2 農林水産大臣は、松くい虫等が異常にまん延して森林資源たる特定森林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、(中略)当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることができる。

3 農林水産大臣は、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、第一項第一号の規定による命令(中略)又は前項の規定による命令(中略)のみによつては早期に、かつ、徹底的に、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、松くい虫等が付着しているおそれがある樹木(枯死しているものに限る。)の伐倒及び薬剤による防除(以下「補完伐倒駆除」という。)を命ずることができる。

4 (略)

5 第一項から第三項までの規定による命令をしようとするときは、その二十日前までに、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を公表しなければならない。ただし、森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止のための措置を緊急に行う必要があるときは、この限りでない。

一 区域及び期間

二 森林病虫害等の種類

三 行うべき措置の内容

四 命令をしようとする理由

五 その他必要な事項

6～11 (略)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(平成四年六月五日法律第七十五号)

(定義等)

第四条 (略)

2 (略)

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。

二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6 環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(緊急指定種)

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 指定の期間は、三年を超えてはならない。

4 環境大臣は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物の種を官報で公示しなければならない。

5 指定は、前項の規定による公示の日の翌々日からその効力を生ずる。

6 環境大臣は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項において準用する前項の規定による公示によって」と読み替えるものとする。